

■ F I C ベース株式会社を協議会委員に追加

【良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的】とし、【市が3%以上の議決権を有する会社】であり、【都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るものにふさわしい者】とする法定要件を満たしていること、また、中心市街地活性化基本計画に掲載している主要な事業の担い手であることから、【まちづくり会社「FIC ベース株式会社」】を協議会に位置づけ、中心市街地の活性化を推進する上で、中心的な役割を担う協議会組織の強化を図ることを目的とする。

・ 関係法令

【中心市街地の活性化に関する法律】 第15条（中心市街地活性化協議会）

・ FIC ベース株式会社の法的な位置づけ

【法第15条第1項第1号ロ】

一 当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者

イ 中心市街地整備推進機構 （茨木市観光協会）

ロ 良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社であって政令で定める要件に該当するもの（FIC ベース株式会社）

【法第15条第1項第1号ロに該当するもの （会社の目的）】

FIC ベース株式会社 定款第2条（目的）

当会社は、良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的に業務を行うものとする。

【法第15条第1項第1号ロに該当するもの （政令で定める要件）】

※政令「中心市街地の活性化に関する法律施行令 第6条第1項」

第6条

法第15条第1項第1号ロに規定する会社についての政令で定める要件は、当該会社が株式会社である場合にあっては総株主の議決権に占める市町村の有する議決権の割合が百分の三以上であること、持分会社である場合にあってはその社員のうち市町村があることとする。

FIC ベース株式会社における市の議決権割合 百分の二十二（22%）

（参考：持分会社は会社法の定義による合同会社・合名会社・合資会社であり、株式発行はない。
持分会社に株式会社は含まれない。）

・ FIC ベース株式会社の協議会における役割

協議会における FIC ベース株式会社の役割は、法第 15 条における「中心市街地の都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者」として、法第 15 条第 1 項第 1 号イ「中心市街地整備推進機構」（茨木市観光協会）と同等の役割を担い、経済活力の向上を図る取組を行う者（茨木商工会議所）だけではなく、他の協議会委員と議論を交わしつつ、相互に連携し、中心市街地の活性化に向けた共通の理念の下に主体的かつ積極的に取り組むこと。

■茨木市中心市街地活性化協議会 委員の変更

【現行】

協議会	団体・役職名		氏 名	根拠法令
会長	一般社団法人茨木市観光協会 (中心市街地整備推進機構)	会長	山野 寿	法第 15 条第 1 項第 1 号イ (都市機能の増進)
副会長	茨木商工会議所	専務理事	木村 正文	法第 15 条第 1 項第 1 号イ (経済活力の向上)
副会長	茨木市 都市整備部	部長	岸田 茂樹	法第 15 条第 4 項第 3 号 (市町村)
	立命館大学 経営学部	教授	池田 伸	法第 15 条第 8 項 (学識経験者)
	追手門学院大学 地域創造学部	教授	山本 博史	法第 15 条第 8 項 (学識経験者)
	茨木市商業団体連合会	会長	山田 久敬	法第 15 条第 4 項 第 1 号、第 2 号 (商業者)
	㈱ガンバ大阪 顧客創造部 ホームタウン推進課	課長	奥出 章寛	法第 15 条第 4 項 第 1 号、第 2 号 (事業者)



【変更案】

協議会	団体・役職名		氏 名	根拠法令
会長	FIC ベース株式会社	代表取締役	山野 寿	法第 15 条第 1 項第 1 号ロ (都市機能の増進)
	一般社団法人茨木市観光協会 (中心市街地整備推進機構)	常任理事	山本 悠介	法第 15 条第 1 項第 1 号イ (都市機能の増進)
副会長	茨木商工会議所	専務理事	木村 正文	法第 15 条第 1 項第 1 号イ (経済活力の向上)
副会長	茨木市 都市整備部	部長	岸田 茂樹	法第 15 条第 4 項第 3 号 (市町村)
	立命館大学 政策科学部	教授	森 道哉	法第 15 条第 8 項 (学識経験者)
	追手門学院大学 地域創造学部	教授	山本 博史	法第 15 条第 8 項 (学識経験者)
	茨木市商業団体連合会	会長	山田 久敬	法第 15 条第 4 項 第 1 号、第 2 号 (商業者)
	㈱ガンバ大阪 顧客創造部 ホームタウン推進課	課長	奥出 章寛	法第 15 条第 4 項 第 1 号、第 2 号 (事業者)

(協議会の設置)

第1条 中心市街地整備推進機構（一般社団法人茨木市観光協会）及び茨木商工会議所は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、茨木市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、茨木市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、茨木市が作成する中心市街地活性化基本計画、並びに認定基本計画の実施に関し、必要な事項を協議し、その実施に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 茨木市が作成する中心市街地活性化基本計画及び認定基本計画並びにその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- (4) 中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) 中心市街地の活性化のための研修会等の実施
- (6) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること
- (7) その他中心市街地の活性化に関すること

(協議会の事務局)

第5条 協議会の事務局は、茨木市岩倉町2番150号の茨木商工会議所内に置く。
2 事務局の運営に必要な事項は、茨木商工会議所が処理する。

(協議会の構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 中心市街地整備推進機構（一般社団法人茨木市観光協会）
- (2) 茨木商工会議所
- (3) 茨木市

- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であつて、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。
- 3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(協議会の組織)

第7条 協議会は、会長、副会長、委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

- 第8条 会長は、中心市街地整備推進機構（一般社団法人茨木市観光協会）の会長をもって充てる。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 3 副会長は、茨木商工会議所専務理事及び茨木市都市整備部長の職にある者をもって充てる。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員)

- 第9条 委員は、構成員のうち第6条各号に掲げる者から会長が指名する者とする。
- 2 会長及び副会長、並びに委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 3 委員が所属等の異動等により交代した場合は、その職に該当する者が委員の職を引き継ぐものとする。

(会議)

- 第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ構成員に通知しなければならない。
 - 3 会長は、会議の議長となる。
 - 4 会議は、構成員の半数以上の出席をもって成立し、その議決については出席者の過半数の同意を必要とする。なお、当該構成員が出席できない場合は、当該構成員の指名する者を代理として出席させることができる。
 - 5 会議の決議において、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決等)

- 第11条 構成員等がやむを得ない理由のため、会議に出席できない場合は、あらかじめ

め通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、その構成員は会議に出席したものとみなす。

- 2 会長は、緊急に要する事項または簡易な事項については、書面により委員及び構成員の賛否を求めて会議の議決に代えることができる。

(協議結果の尊重)

第12条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(専門部会の設置)

第13条 法第9条第2項各号に掲げる事項について必要な調査又は研究を行うため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第14条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から3月31日とする。

- 2 協議会の設立の日の属する事業年度は、設立の日から3月31日までとする。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この規約は、平成27年7月10日から施行する。

（協議会の設置）

第 1 条 中心市街地整備推進機構（一般社団法人茨木市観光協会）及び茨木商工会議所は、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

（名称）

第 2 条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、茨木市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 3 条 協議会は、茨木市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、茨木市が作成する中心市街地活性化基本計画、並びに認定基本計画の実施に関し、必要な事項を協議し、その実施に寄与することを目的とする。

（活動）

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1）茨木市が作成する中心市街地活性化基本計画及び認定基本計画並びにその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- （2）中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- （3）中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- （4）中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- （5）中心市街地の活性化のための研修会等の実施
- （6）中心市街地の活性化に係る事業に関すること
- （7）その他中心市街地の活性化に関すること

（協議会の事務局）

第 5 条 協議会の事務局は、茨木市岩倉町 2 番 150 号の茨木商工会議所内に置く。
2 事務局の運営に必要な事項は、茨木商工会議所が処理する。

（協議会の構成員）

第 6 条 協議会は、次の者をもって構成する。

- （1）中心市街地整備推進機構（一般社団法人茨木市観光協会）
- （2）茨木商工会議所
- （3）茨木市

- (4) 法第15条第1項第1号ロ（F I Cベース株式会社）
 - (5) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第5号に該当する者であつて、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。
- 3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第5号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

（協議会の組織）

第7条 協議会は、会長、副会長、委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

- 第8条 会長は、法第15条第1項第1号ロ（F I Cベース株式会社）の代表取締役をもって充てる。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、茨木商工会議所専務理事及び茨木市都市整備部長の職にある者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（委員）

- 第9条 委員は、構成員のうち第6条各号に掲げる者から会長が指名する者とする。
- 2 会長及び副会長、並びに委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員が所属等の異動等により交代した場合は、その職に該当する者が委員の職を引き継ぐものとする。

（会議）

- 第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ構成員に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議は、構成員の半数以上の出席をもって成立し、その議決については出席者の過半数の同意を必要とする。なお、当該構成員が出席できない場合は、当該構成員の指名する者を代理として出席させることができる。
- 5 会議の決議において、可否同数のときは、議長がこれを決する。

（書面表決等）

第 11 条 構成員等がやむを得ない理由のため、会議に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、その構成員は会議に出席したものとみなす。

2 会長は、緊急に要する事項または簡易な事項については、書面により委員及び構成員の賛否を求めて会議の議決に代えることができる。

(協議結果の尊重)

第 12 条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(専門部会の設置)

第 13 条 法第 9 条第 2 項各号に掲げる事項について必要な調査又は研究を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第 14 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日とする。

2 協議会の設立の日の属する事業年度は、設立の日から 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この規約は、平成 27 年 7 月 10 日から施行する。

附則

この規約は、令和 2 年●月●●日から施行する。

■協議会委員（現行）

資料 3

団体・役職名		氏 名	根拠法令
一般社団法人茨木市観光協会 （中心市街地整備推進機構）	会長	山野 寿	法第 15 条第 1 項第 1 号イ （都市機能の増進）
茨木商工会議所	専務理事	木村 正文	法第 15 条第 1 項第 2 号イ （経済活力の向上）
茨木市 都市整備部	部長	岸田 茂樹	法第 15 条第 4 項第 3 号 （市町村）
立命館大学 経営学部	教授	池田 伸	法第 15 条第 8 項 （学識経験者）
追手門学院大学 地域創造学部	教授	山本 博史	法第 15 条第 8 項 （学識経験者）
茨木市商業団体連合会	会長	山田 久敬	法第 15 条第 4 項 第 1 号、第 2 号（商業者）
㈱ガンバ大阪 顧客創造部 ホームタウン推進課	課長	奥出 章寛	法第 15 条第 4 項 第 1 号、第 2 号（事業者）

（平成 30 年 10 月現在）

■協議会委員（改訂案）

資料 3－2

団体・役職名		氏 名	根拠法令
F I C ベース株式会社	代表取締役	山野 寿	法第 15 条第 1 項第 1 号ロ (都市機能の増進)
一般社団法人茨木市観光協会 (中心市街地整備推進機構)	常任理事	山本 悠介	法第 15 条第 1 項第 1 号イ (都市機能の増進)
茨木商工会議所	専務理事	木村 正文	法第 15 条第 1 項第 2 号イ (経済活力の向上)
茨木市 都市整備部	部長	岸田 茂樹	法第 15 条第 4 項第 3 号 (市町村)
立命館大学 政策科学部	教授	森 道哉	法第 15 条第 8 項 (学識経験者)
追手門学院大学 地域創造学部	教授	山本 博史	法第 15 条第 8 項 (学識経験者)
茨木市商業団体連合会	会長	山田 久敬	法第 15 条第 4 項 第 1 号、第 2 号 (商業者)
(株)ガンバ大阪 顧客創造部 ホームタウン推進課	課長	奥出 章寛	法第 15 条第 4 項 第 1 号、第 2 号 (事業者)

(令和 2 年 4 月現在)



認定書

茨木市長

福岡 洋一 殿

令和元年 1 1 月 1 日付けで申請のあった下記の中心市街地活性化基本計画について、中心市街地の活性化に関する法律（平成 1 0 年法律第 9 2 号）第 9 条第 1 0 項の規定に基づき認定する。

記

名称	茨木市中心市街地活性化基本計画（認定番号第 2 3 5 号）
----	--------------------------------

令和元年 1 2 月 2 6 日

内閣総理大臣

安倍晋三



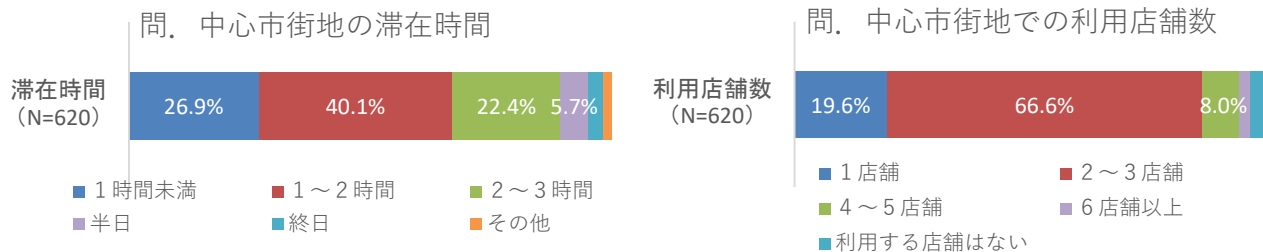
茨木市中心市街地活性化基本計画【概要版】 資料 5

中心市街地の現状

本市の中心市街地の世帯数及び居住人口や通勤・通学人口は増加していますが、各種商業指標は低下傾向にあり、人口は2025年をピークに減少に転じると推測され、消費力が縮小し、商業衰退が加速する恐れがあります。また、平成27年に市民会館が閉鎖され、中心市街地における賑わいと市民活動の核となる拠点が失われています。

中心市街地の利用状況

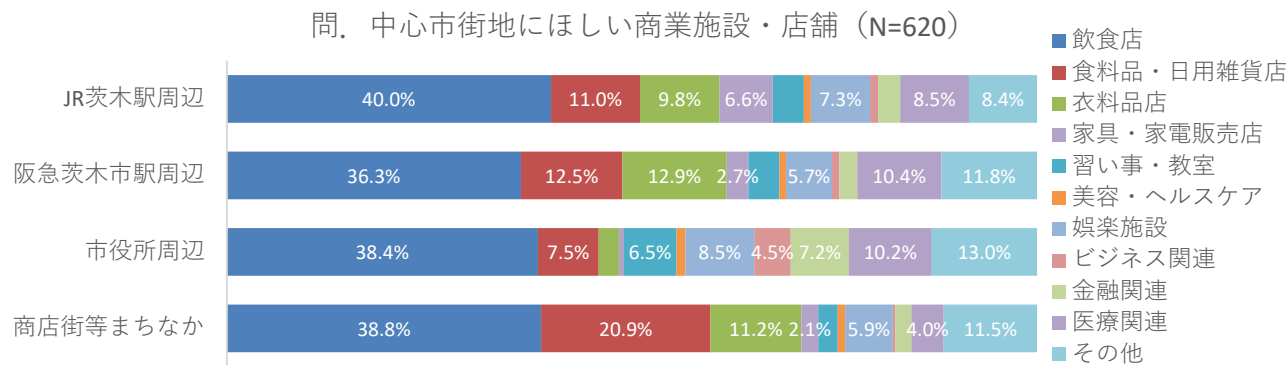
中心市街地での滞在時間は「1～2時間」と短時間で、利用店舗数は「2～3店舗」と少なく、目的を達成するとエリア内を回遊せずに帰宅する傾向が見られます。また、来訪目的を見ると「買い物（大型店）」や「銀行・証券・郵便局」が多く、量販店での日常の買い物や銀行等での用事が済むと、滞在・回遊せずに中心市街地から離れていることがうかがえます。



市民ニーズ等の把握

中心市街地に欲しい商業施設・店舗は「飲食店」が多い一方、現在は飲食店利用を目的とした来街者が少なく、ニーズとのギャップが発生しています。また、市民が求めている飲食店の具体的なイメージは、「友人や子連れで行くことができるレストラン、カフェ」や「バスなどの待ち時間や友人との待ち合わせで気軽に入れる喫茶、ファストフード店」など、多様なニーズが見られます。

市民の感じている中心市街地に期待する賑わいのイメージはエリアごとに異なっており、JR茨木駅周辺では「活気や賑わい」を、阪急茨木市駅周辺では「都会的で高級感のある」を、また、市役所周辺では「ゆったりとした落ち着き」や「文化・教養のある」を、さらに、商店街等まちなかにおいては、「ゆったりと歴史や文化などのレトロ」なイメージを感じている市民が多い傾向にあります。このように駅周辺と中心部では異なった期待イメージを抱かれています。



基本計画策定の目的

これらの課題に対応するため、「多様な文化が集い、まちへの愛着を育む賑わい拠点」をまちづくりのコンセプトとし、中心市街地内に魅力ある商業機能や居心地の良い空間を創出するため、活性化に向けた事業実施計画として、茨木市中心市街地活性化基本計画を策定しました。

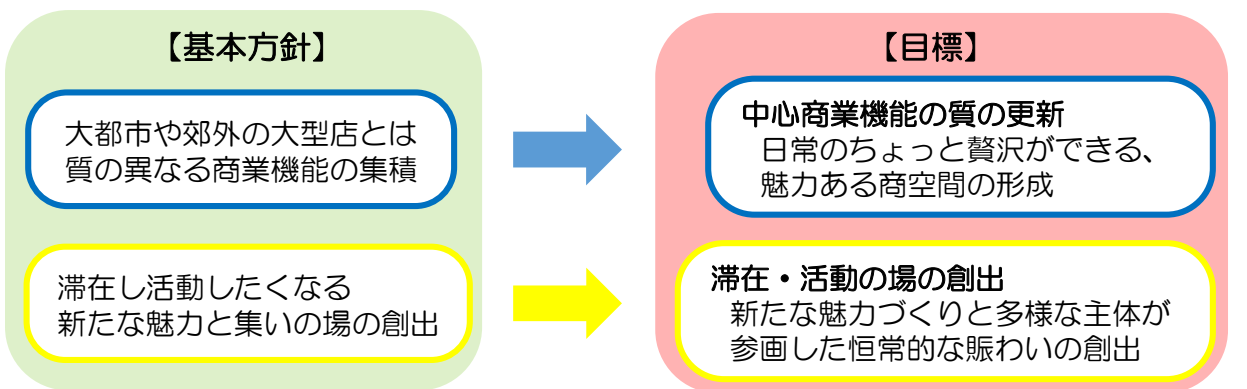
計画期間と計画対象区域

【計画期間】
令和元年12月から令和7年3月（5年4月）

【計画対象区域】
JR茨木駅と阪急茨木市駅間は、阪急茨木市駅西側から元茨木川緑地を中心に古くから在郷町として栄え、現在も市役所等の公共・公益施設、商業施設、大学、史跡等が集積しています。このことから、本市の交通拠点であるJR茨木駅及び阪急茨木市駅を含め、商業、福祉、文化、行政などの多様な都市機能が集中する約129haを中心市街地として位置づけました。



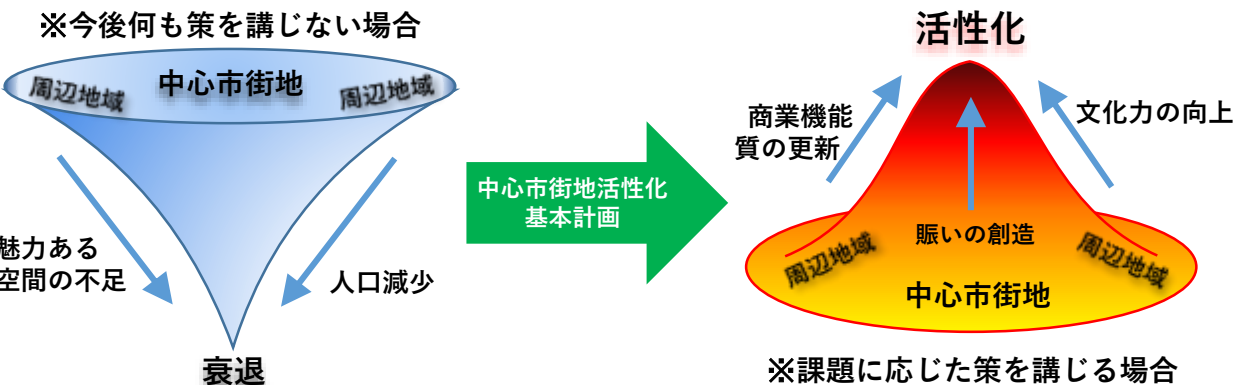
中心市街地活性化の基本方針と目標



目標指標と目標値の設定

目 標	目標指標	基準値	目標値
中心商業機能の質の更新	計画掲載事業を活用した新規出店数	8.4店/年 (H26～H30平均)	13.3店/年 (R1～R6平均)
滞在・活動の場の創出	平日昼間の歩行者通行量 (平日：9～17時)	27,438人/日 (H29)	30,712人/日 (R6)
	【参考指標】 公共空間活用件数	87件/年 (H30)	125件/年 (R6)

■中心市街地活性化の今後の展開イメージ



基本計画における主要事業

中心商業機能の質の更新

⑫商店街にぎわい空間整備事業
商店街においてFICベース株式会社が施設を整備し、居心地の良い店舗を誘致することで、にぎわいの核となる拠点を整備します。

⑭まちづくり会社による店舗誘致事業
FICベース株式会社が空き家や空き店舗等を借り上げ、建物の改修を行い、市民ニーズに合致した業種・業態の店舗を誘致します。

⑬クリエイターズマーケット整備事業
FICベース株式会社が既存空き店舗を改装し、クリエイターが低賃料で創業できる区画を整備し、魅力ある商業空間を創出します。コワーキングスペースを併設し、クリエイターとの共同活動や新規事業の展開を図ります。

⑯茨木市創業促進事業補助金
創業する人にテナント賃借料や法人設立費用を補助し、新規創業・出店を促進します。

滞在・活動の場の創出

⑪⑮道路空間活用事業
道路法の特例を活用し、FICベース株式会社が駅前広場（市道区域）の占用許可を得て、市民の利便増進施設（オープンカフェ等）を整備し、駅前に居心地の良い上質な空間を作ります。また、FICベース株式会社が主体となって市民ニーズに沿ったマルシェ等のイベントを定期的実施することで、市民が訪れ、集まりたくなる場づくりを推進し、にぎわいの創出を図ります。



JR茨木駅東口の社会実験

⑮「次なる茨木・クラウド。」プロジェクト
中心市街地内の公共空間の活用に向けて、まちづくりの専門家による勉強会やワークショップ等を行い、まちづくりの担い手の出会いの場の提供と人材育成等の取組を進めます。



中央公園 芝生広場の社会実験

⑥⑨文化複合施設整備（地域交流センター整備事業、子育て支援機能整備事業、図書館整備事業）
エリアの中央に文化複合施設を整備し、1,200人収容の大ホールや「茨木版ネウボラ」一時預かり、子育て相談窓口、母子保健機能、子ども向け図書スペース、子育て支援カフェを設置し、平日の昼間に活動できる子育て世帯が滞在・利用したくなる空間を作ります。

①⑦中央公園（南）整備事業
文化複合施設と合わせて芝生広場を整備し、憩いの場を設けることで、屋外での滞在や活動を促すとともに、元茨木川緑地と合わせて南北軸における拠点とします。

②⑧元茨木川緑地再整備事業
エリア中央の南北に走る緑の軸である元茨木川緑地を再整備することで、市民の憩える空間を造り出し、東西幹線道路との接点となる文化複合施設と一体となって、にぎわいの拠点となり、中心市街地への来街機会を増やします。



元茨木川緑地

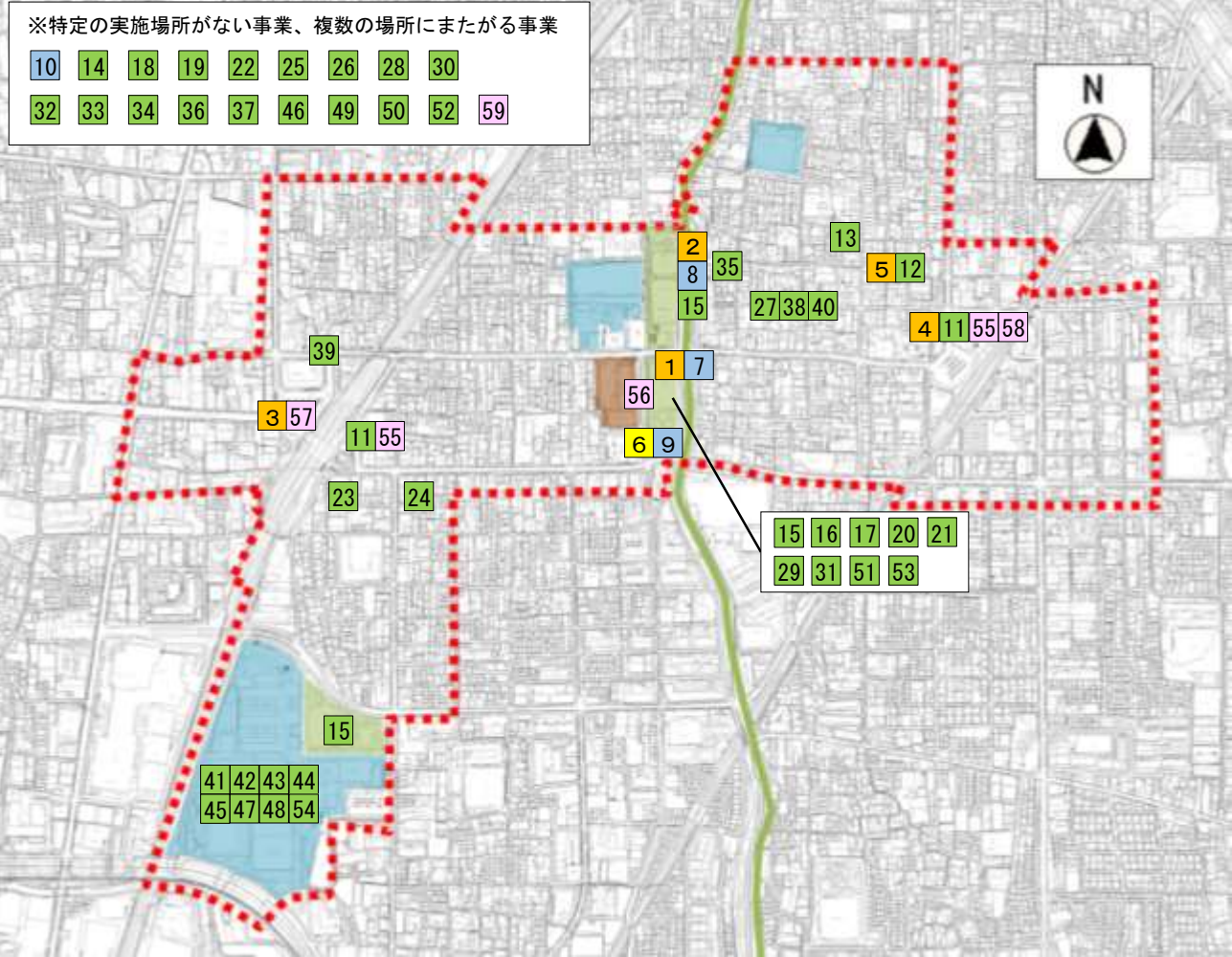
※FICベース株式会社
魅力ある商業機能や居心地の良い空間の創出を図るため、茨木商工会議所・市内大学・事業所・市等が出資して設立された会社。公共や民間単独では実施が困難な「空き店舗等を活用した店舗設置・誘致事業」や「道路空間活用事業」等を実施します。

商号の由来
F⇒未来（Future）I⇒茨木（Ibaraki）C⇒創造、創作、創出（Creation）ベース⇒基地

茨木市中心市街地活性化に関する事業一覧及び位置図

第4章	1	中央公園（南）整備事業
	2	元茨木川緑地再整備事業
	3	JR茨木駅西口再整備検討事業
	4	阪急茨木市駅西口再整備検討事業
	5	本町駐輪場整備事業
第5章	6	文化複合施設整備（地域交流センター整備事業、子育て支援機能整備事業、図書館整備事業）
第6章	7	中央公園（南）整備事業（再掲）
	8	元茨木川緑地再整備事業（再掲）
	9	文化複合施設整備（地域交流センター整備事業、子育て支援機能整備事業、図書館整備事業）（再掲）
	10	多世代近居・同居支援事業※
第7章	11	道路空間活用事業
	12	商店街にぎわい空間整備事業
	13	クリエイターズマーケット整備事業
	14	まちづくり会社による店舗誘致事業※
	15	「次なる茨木・クラウド。」プロジェクト
	16	茨木フェスティバル事業
	17	イルミネーション事業（いばらきイルミフェスタ灯）
	18	IBARAKI JAZZ & CLASSIC FESTIVAL※
	19	茨木おもいぐるみフェア※
	20	茨木市民さくらまつり実施事業
	21	茨木市農業祭
	22	空き店舗調査事業※
	23	阪急オアシス茨木駅前店建替工事
	24	中条ブレイスプロジェクト新築工事
	25	ガンバる市※
	26	茨木まちゼミ※
	27	いばらきてづくり市
	28	茨木音楽祭※
	29	茨木麦音フェスト

第7章	30	いばらきバル※
	31	茨木ウィンテージカーショー
	32	茨木市創業促進事業補助金※
	33	茨木市小売店舗改築（改装）事業補助金※
	34	商店街・小売市場振興事業補助金※
	35	黒井の清水大茶会
	36	いばらき観光ウォーク※
	37	阪急京都沿線観光あるき※
	38	にぎわい拠点の整備・運営
	39	地元農産物のアンテナショップ
	40	DO IT OURSELVES「リノベのいばらき」プロジェクト
	41	いばらき×立命館DAY
	42	立命館AsiaWeek
	43	立命館大学地域連携講座
	44	東京2020オリンピック競技大会ホッケー事前キャンプ茨木市誘致
	45	立命館ホッケースクール
	46	立命館大学留学生商店街連携事業※
	47	オープンスペースに関する勉強会
	48	大学施設活用促進事業
	49	まちづくりラボ実施事業※
第8章	50	まちづくり塾実施事業※
	51	さあ歩こう！ウォーキング講習会
	52	市民ウォークラリー大会※
	53	市民グラウンド・ゴルフ大会
	54	ガンバ大阪ジュニア茨木立命館スクール
	55	道路空間活用事業（再掲）
	56	市道市役所前線歩道改良事業
	57	JR茨木駅西口再整備検討事業（再掲）
	58	阪急茨木市駅西口再整備検討事業（再掲）
	59	路上喫煙防止等対策事業※



令和元年12月発行

茨木市 都市整備部 市街地新生課
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
TEL：072-620-1821 FAX：072-620-1730

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針

平成18年9月8日
 閣 議 決 定
 平成19年12月7日
 一 部 変 更
 平成21年4月24日
 一 部 変 更
 平成23年10月7日
 一 部 変 更
 平成26年7月25日
 一 部 変 更
 平成26年12月27日
 一 部 変 更
 平成28年4月1日
 一 部 変 更
 平成30年3月30日
 一 部 変 更
 平成31年3月29日
 一 部 変 更

中心市街地は、商業、業務、居住等の都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統をはぐくみ、各種機能を培ってきた「まちの顔」とも言うべき地域である。

しかしながら、病院や学校、市役所などの公共公益施設の郊外移転等都市機能の拡散、モータリゼーションの進展、流通構造の変化等による大規模集客施設の郊外立地、居住人口の減少等中心市街地のコミュニティとしての魅力低下、中心市街地の商業地区が顧客・住民ニーズに十分対応できていないことなどにより、中心市街地の衰退が進みつつある。

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(以下「本方針」という。)は、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「法」という。)第8条第1項に基づき、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために定めるものである。

本方針に基づく施策の推進に当たっては、平成19年11月30日の地域活性化統合本部会合において了承された「地方再生戦略」の「第1 地方再生の基本的考え方」における「地方再生五原則」に加え、平成26年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における「まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則」を踏まえ、施策に取り組むものとする。その際、ブロッ

ク別担当参事官が、中心市街地活性化のみならず、都市再生、国家戦略特区、総合特区、構造改革特区、地域再生、環境モデル都市・環境未来都市・SDGs未来都市に関する相談に一元的に対応するものとし、この体制の下でこれらの取組を一体的に実施するとともに、各府省庁における地方創生及び国土強靱化の取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進するものとする。

第1章 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項

1. 中心市街地の活性化の意義

活性化された中心市街地は、

- ① 商業、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、住民や事業者へのまとまった便益を提供できること。
- ② 多様な都市機能が身近に備わっていることから、子ども・子育て世代や高齢者等にも暮らしやすい生活環境を提供できること。
- ③ 公共交通ネットワークの拠点として整備されていることを含め既存の都市ストックが確保されているとともに、歴史的・文化的背景等と相まって、地域の核として機能できること。
- ④ 商工業者その他の事業者や各層の消費者が近接し、相互に交流することによって効率的な経済活動を支える基盤としての役割を果たすことができること。
- ⑤ 過去の投資の蓄積を活用しつつ、各種の投資を集中することによって、投資の効率性が確保できること。
- ⑥ コンパクトなまちづくりが、地球温暖化対策に資するなど、環境負荷の小さなまちづくりにもつながること。

などから、各地域ひいては我が国全体の発展に重要な役割を果たすことが期待される。

しかし、前文で述べたとおり中心市街地の多くの実態は、このような期待にこたえられる状態になく、我が国が人口減少・少子高齢社会を迎えている中で、都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけ、多様な都市機能がコンパクトに集積した、子ども・子育て世代や高齢者を含めた多くの人にとって暮らしやすい、歩いて暮らせる、にぎわいあふれるまちづくりを進めていくことが必要である。また、多くの都市で、空き地・空き家・空き店舗が時間的・空間的にランダム性をもって発生し、都市構造が低密度化する「都市のスポンジ化」というべき事象が生じている。都市のスポンジ化は、居住や都市機能の誘導・集約の取組効果を減殺し、コンパクトなまちづくりの実現に大きな障害となり得るものであり、空き地等の適正管理や有効活用、発生の抑制等に向けて、適切な対策を講じる必要がある。

そのため、国、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りながら、地域が自主的かつ自立的に取り組み、国民の生活基盤の核となる中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進することにより、地域における社会的、経済的、文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図ることが重要である。

その際、中心市街地の活性化は、人口減少、少子高齢化など、我が国の社会経済情勢が大きく変化する中で、地方都市全体の活力の向上を図るための一環として捉えていくことが重要であり、地域全体の居住環境の向上、医療・福祉機能等の確保といった都市構造の再構

築の取組、地域公共交通の充実、民間団体が主体となる自主的なまちづくりの取組（エリアマネジメント活動）や地域が一体となって進める商店街活性化等に関する地域再生の取組、災害に強いまちづくりなどの国土強靱化の取組、更には農業を含む地域活性化の取組等と一体となって、各施策と密接に連携して、地域活性化全体の観点から取り組むことが必要である。

2. 中心市街地の活性化の目標

中心市街地の活性化は、中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストックを有効活用しつつ、地域の創意工夫をいかながら、地域が必要とする事業等を、総合的かつ一体的に推進することにより、地域が主体となって行われるべきものであり、これを通じて次の目標を追求すべきである。

- ① 人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、子ども・子育て世代や高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現すること。
- ② 地域住民、事業者等の社会的、経済的、文化的活動が活発に行われることにより、より活力ある地域経済社会を確立すること。

また、同時に、中心市街地における実態を客観的に把握し、効果的かつ効率的な民間及び公共投資を実施することにより、インフラの整備・維持管理コストの縮減、各種公共的サービスの効率性の向上、空き地・空き家・空き店舗といった遊休資産の有効活用等を実現することも追求し得るものである。

さらに、中心市街地の活性化による効果を周辺地域にも波及させることにより、様々な地域の活性化に結びつける必要があり、ひいては国民生活の向上と健全な発展を図らなければならない。

第2章 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

1. 政府における推進体制の整備等

内閣に設置された中心市街地活性化本部（内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部員とする。以下「本部」という。）において、施策で重要なものの企画及び立案を行うとともに、施策の総合調整を行う。さらに、法第9条第1項に定める中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）に関し、同条第10項に基づき内閣総理大臣の認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）における進捗状況等の把握に努めるとともに、中心市街地の活性化に関する施策の見直しなども併せて実施する。

各府省庁においては、本部を中心に緊密な連携を図り、地域の自主性及び自立性を尊重しつつ、中心市街地の活性化に関する施策を効果的かつ効率的に推進する。また、経済産業局や地方整備局をはじめとする各府省庁の地方支分部局において、都道府県とも連携し、市町村の中心市街地の活性化に関する取組に対して、適切な支援や助言等を実施する。

また、まち・ひと・しごと創生、都市再生、国家戦略特区、総合特区、構造改革特区、地域再生、環境モデル都市・環境未来都市・SDGs未来都市、観光立国、国土強靱化等の関連す

る諸施策との連携を図り、これらの成果を最大限活用する。

2. 認定基本計画に基づく取組に対する重点的な支援

政府は、中心市街地の活性化を効果的かつ効率的に推進するため、認定基本計画に基づく取組に対して、重点的な支援を実施する。

さらに、地域が地理的及び自然的特性、文化的所産並びに経済的環境の変化を踏まえながら、効果的かつ効率的に中心市街地の活性化を推進するために行う取組に対し、地域の幅広い選択が可能となるよう、様々な支援措置の整備を行い、その内容や活用事例の周知を図るものとする。

3. 基本計画の認定基準

法第9条第10項各号に掲げる基本計画の認定基準について、具体的な判断基準は、以下のとおりとする。

① 本方針に適合するものであること。(第1号基準)

本方針のうち、以下に示す項目に定められた事項にのっとっていることをもって判断する。

a) 第1章 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項

基本計画には、中心市街地の活性化を実現するための取組期間を計画期間として定めなければならない。なお、計画期間は、基本計画に記載された具体的な取組の効果が発現する時期等を考慮し、おおむね5年以内を目安に、適切に設定することとする。

b) 第2章 4. 基本計画の認定の手続

c) 第3章 中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項

d) 第9章 第4章から第8章までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項

e) 第10章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項

f) 第12章 その他中心市街地の活性化に関する重要な事項

② 当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。(第2号基準)

a) 中心市街地の活性化を実現するために必要な第4章から第8章までの事業等に関する事項が記載されていること。

地域の現状やニーズ、過去の取組の成果等から新たな事業等を必要としないと判断される事項については、その判断の合理的な理由が記載されていれば、第4章から第8章までの各章についてそれぞれ新たな事業等を記載する必要はない。

b) a)の事業等の実施を含む当該基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること。

をもって判断する。

- ③ 当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。(第3号基準)
- 中心市街地の活性化を実現するために行う事業等について、
- a) 事業等の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと。
 - b) 事業等の実施スケジュールが明確であること。
- をもって判断する。

4. 基本計画の認定の手続

(1) 基本計画の認定申請

基本計画の認定申請は、市町村が行う。基本計画の作成に当たっては、法第9条第6項に定めるとおり、法第15条第1項に規定する中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）が組織されている場合には基本計画に定める事項について協議会の意見を、協議会が組織されていない場合には法第9条第2項第5号に掲げる事項について当該市町村の区域をその地区とする商工会又は商工会議所の意見を聴かなければならない。

基本計画の認定申請に当たって、市町村は、法第9条第9項に基づき、中心市街地の活性化に係る事業（市町村が基本計画に記載しようとする、法第9条第2項第2号から第6号までの事業）及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律等の規定の解釈について、関係行政機関の長に対し、その確認を求めることができる。なお、解釈について確認を求める規定が複数ある場合や、解釈について確認を求める規定に係る関係行政機関の長が分からない場合には、内閣府地方創生推進事務局を通じて確認を求めることもできる。

その際、市町村は、事業内容（当該事業が「これに関連する事業」である場合には、関連する「中心市街地の活性化に係る事業」の内容、関連すると考える理由を含む。）や解釈を確認したい規定について極力明らかにして確認を求めるものとする。

(2) 基本計画の記載事項

基本計画の記載事項は、法第9条第2項及び同条第3項で定めるとおりとする。なお、認定の申請に際し、必要に応じて、関連する資料を添付するものとする。

法第9条第3項第2号で定める中心市街地の活性化の目標を定める場合は、本方針第1章2.①及び②に掲げられた目標に従い、認定を受けようとする市町村において、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）の目標、基本的方向等を踏まえ、当該市町村の実情に応じて、重点化等を行って設定することができる。その際、設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、地方版総合戦略の策定に際して設定した地域課題に対する適切な短期・中期の政策目標を踏まえ、当該市町村の実情に即した指標として、絶対値、変化率等の定量的な指標（以下「目標指標」という。）を設定するものとする。目標指標については、基本計画に記載された取組が目標の達成に寄与しているかを的確に把握できるよう、それらの取組

との関係が明確になるよう設定する必要がある。

加えて、目標の達成状況を、よりの確に把握するために、地域住民の意識や感覚の変化、まちのイメージ、満足度等の一義的には定量的な評価が難しい指標についても、目標指標を補完する形で、地域独自の指標として設定することも考えられる。

なお、市町村が、本方針に定める支援措置等のほか、構造改革特別区域基本方針別表第1に定める特例措置を活用する場合は、当該特例措置を記載した構造改革特別区域計画を、地域再生基本方針に定める支援措置を活用する場合は、当該支援措置を記載した地域再生計画を作成し、一括して認定を申請することができる。

(3) 関係行政機関の長の同意

内閣総理大臣が行う法第9条第12項に基づく関係行政機関の長の同意の取得については、認定による効果が生じる5.(1)に示す法に定める特別の措置及び5.(2)に示す認定と連携した支援措置が記載されている場合に、これを行うものとする。

なお、認定による効果が生じない5.(3)に示す中心市街地の活性化に資するその他の支援措置については、記載されている場合であっても、この限りではない。

また、5.(3)に示す中心市街地の活性化に資するその他の支援措置については、市町村の求めに応じて関係行政機関に対して情報提供を行う。

(4) 基本計画の認定

内閣総理大臣は、(3)の関係行政機関の長の同意を得て、法第9条第10項に基づき、基本計画の認定を行う。なお、法第9条第11項に基づき、内閣総理大臣は基本計画の認定を行うに際し必要と認めるときは、本部に対し、意見を求めることができる。

内閣総理大臣は、基本計画の認定をしたときは、遅滞なく当該市町村に通知を行う。市町村は、本通知を受けた際には、遅滞なく都道府県及び基本計画の作成時に意見を聴いた協議会又は商工会若しくは商工会議所に対して、認定基本計画の写しを送付するとともに、認定基本計画を公表する。なお、内閣総理大臣は、基本計画を認定しなかった場合においては、理由を付して当該市町村に通知する。

また、内閣総理大臣は、認定基本計画について、法第13条に基づき、基本計画の認定基準のいずれかに適合しなくなると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(5) 地域再生計画との連携

地域再生計画に、法第9条第2項第2号から第6号までに規定する事業及び措置（基本計画が作成されているものに限る。）であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項を記載することができる。

この場合において、地域再生計画の認定があったとき（作成された基本計画が、法第9条第10項各号に規定する基準に適合するものである場合に限る。）は、中心市街

地活性化基本計画の認定があったものとみなす。

5. 認定と連携した支援措置等について

政府は、中心市街地の活性化に資する各種支援措置を整備するとともに、認定基本計画に基づく取組に対する重点的な支援を実施するに当たり、認定と連携した支援措置の創設に努める。また、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進できるよう、ハード・ソフトの一体的な取組、官民連携の取組等について、各府省庁が緊密に連携し、各種支援措置の相乗効果が発揮されるよう努める。

(1) 法に定める特別の措置

法に定められた特別の措置のうち、基本計画の認定を受けることの他に要件を定めていないものについては、基本計画の認定を受けることにより活用することが可能となる。

また、法に定められた特別の措置のうち、基本計画の認定を受けることの他に要件を定めているものについては、その要件を満たすことにより活用することが可能となる。

(2) 認定と連携した支援措置

政府の支援措置のうち、認定と連携した支援措置は、以下に示すとおりである。

① 認定と連携した特例措置

政府の支援措置のうち、基本計画の認定を要件として、支援の対象となる、支援対象項目が拡大する、支援要件が緩和されるなどの措置を講ずるものについては、基本計画に当該支援措置を活用する取組について記載することが必要となる。なお、当該支援措置を活用するに当たっては、別途、支援措置の要件等を満たすことが必要である。また、政府が予算上の支援を行うものについては、予算の範囲内で重点的な支援を行うものとする。

② 認定と連携した重点的な支援措置

政府の支援措置のうち、中心市街地の活性化以外にも活用が可能な支援措置で、認定基本計画と連携させて重点的な支援を実施するものについては、基本計画に当該支援措置を活用する取組について記載することが必要となる。なお、政府が予算上の支援を行うものについては、予算の範囲内で重点的な支援を行うものとする。

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

(1)及び(2)に該当しない政府の支援措置についても、中心市街地の活性化に資する取組である場合には、(1)及び(2)に掲げるものと併せて総合的かつ一体的に推進することが重要である。このため、これらの支援措置を活用する取組についても基本計画に記載することとし、効果的かつ効率的な実施がなされるよう、各府省庁は必要な支援を行うよう努めることとする。なお、広く中心市街地の活性化に資する取組として有効

であるものについては、積極的に実施することとする。

6. 認定基本計画の実施状況についての評価の実施等

(1) 認定基本計画の進捗状況の把握等

- ① 中心市街地の活性化に向けては、基本計画の認定が目的ではなく、設定した目標に向かって着実かつ効果的に事業を実施していくことが重要である。そのためには、地域経済分析システム（以下「RESAS」という。）の活用等を通じ、地域経済や少子高齢化の状況等を踏まえた地域ごとに異なるアプローチの下、不断の事業効果の検証、改善、実施といったPDCAサイクルの確立が必要である。

このため、基本計画の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、認定基本計画に記載された取組の着実な実施を通じて、中心市街地の活性化が実現できるよう、計画期間中、原則毎年フォローアップ（定期フォローアップ）を行うとともに、計画期間終了後には、認定基本計画に関する最終的なフォローアップ（最終フォローアップ）を行い、それらの結果を公表するよう努めるものとする。

フォローアップに当たっては、証拠に基づく政策立案（以下「EBPM」という。）の観点からPDCAサイクルを適切に実施できるよう、認定市町村は、認定基本計画の実施状況を適切に把握するとともに、認定基本計画の目標の達成状況に関する目標指標を設定している場合には、当該目標の達成状況について、目標指標に基づき評価を行うよう努めるものとする。また、中心市街地の活性化が地域全体の活性化に結びついているかといった観点も含め多様な評価を広く検討することが重要であり、人口動態や地価動向といった基本計画の作成時に中心市街地の現状分析で用いた基礎データについては、毎年把握・蓄積し、独自に評価した上で、公表するなど、目標指標以外にもRESASの客観的・統計的なデータ等を活用し多様な評価を行うことが望ましい。

- ② 定期フォローアップに基づき、認定市町村は、認定基本計画に記載された事項と中心市街地の現状や事業等の実施状況、目標の達成状況等から判断し、目標の達成が難しいと判断されるなど必要と認められる場合には、協議会と連携して、速やかに当該認定基本計画について目標達成に資する事業の追加・変更等の見直しを行い、見直した基本計画について、再度認定の申請を行うよう努めるものとする。
- ③ 最終フォローアップにおいては、認定市町村は、目標の達成状況、事業実施前後での中心市街地の状況、市民意識の変化など、取組の実施を通じた認定基本計画の成果等について、目標の達成状況に関する目標指標に基づく評価との整合性にも留意しつつ適切に総合的な評価を実施するとともに、今後の課題について整理するよう努めるものとする。
- ④ 認定基本計画の期間終了後も効果を持続していくことが重要であることから、市町村は、目標の達成状況に関する目標指標に基づく評価等を引き続き行い、その結果を踏まえ、中心市街地の活性化に資する取組を実施するなど、PDCAサイクルを継続することが望ましい。

- ⑤ 認定基本計画の期間を終了し、再度新たな基本計画の認定申請を行おうとする市町村は、最終フォローアップの結果等を新たな基本計画に的確に反映するよう努めるものとする。また、内閣総理大臣は、認定に当たっては、その反映状況等について確認する。
- ⑥ 内閣総理大臣は、認定市町村に対し、上記フォローアップの結果を含め中心市街地の活性化の状況等について、報告を求め、その内容を公表するとともに、必要に応じて認定基本計画の見直し等について助言を行う。また、フォローアップ等の成果を基本計画の認定や中心市街地の活性化に関する施策の推進に活用する。
- ⑦ 内閣総理大臣は、認定基本計画における成功事例についての調査、分析に取り組むとともに、その結果を公表することにより、全国の中心市街地における取組を刺激し、その活性化を図る。

(2) 施策の実施状況の事後評価

政府は、中心市街地の活性化に関する施策の実施状況等について、以下により事後評価を実施する。この場合に、認定市町村の負担を軽減する観点から、各府省庁における予算執行事務体制等を活用しつつ、実績額等の把握を行うこととする。

- ① 各府省庁は、毎年度、認定基本計画に位置付けられた取組に係る所管事業に対する予算及び配分額を把握し、内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は、各府省庁の報告に基づき、政府における認定基本計画に対する予算及び配分額を取りまとめ、公表する。
- ② また、認定市町村は、毎年度、認定基本計画に位置付けられた取組の実績額や進捗状況等について、内閣総理大臣に報告する。
- ③ 内閣総理大臣は、(1)②③⑥及び(2)①②の報告に基づき、政府全体の施策の実施状況等について定期的に評価を行う。なお、内閣総理大臣が、評価を実施するに当たり、定期的に情報共有等を図るための関係府省庁連絡会議を開催する場合等において、関係行政機関は、必要な協力を行うものとする。

第3章 中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項

1. 中心市街地の要件

市町村は、基本計画を作成するに当たって、その中心の市街地が、法第2条各号の要件を満たす場合に、当該市街地を中心市街地と位置付けることとする。

- ① 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。(第1号要件)

当該市街地が存在する市町村内の他の地域と比較して、相当数の小売商業、各種事業所、公共公益施設等が密度高く集積することによって様々な都市活動が展開され、それを核として一定の商圈や通勤圏が形成されていることなどをRESASによる客観的・統計的なデータ等を活用し把握した上で、当該市町村において当該市街地が経済

中心市街地の活性化に関する法律

行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下この項において同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該市町村に対し、速やかに回答しなければならない。

10 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、基本計画のうち第二項各号に掲げる事項（第四項の規定により同項に規定する事項を定めた場合にあっては、当該事項を含む。）に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 基本方針に適合するものであること。
- 二 当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。
- 三 当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

11 内閣総理大臣は、前項の認定を行うに際し必要と認めるときは、中心市街地活性化本部に対し、意見を求めることができる。

12 内閣総理大臣は、第十項の認定をしようとするときは、第二項第二号から第八号までに掲げる事項について、経済産業大臣、国土交通大臣、総務大臣その他の当該事項に係る関係行政機関の長（次条、第十二条及び第十三条において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

13 内閣総理大臣は、第十項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村に通知しなければならない。

14 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、都道府県及び第六項の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に当該認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）の写しを送付するとともに、その内容を公表しなければならない。

15 都道府県は、認定基本計画の写しの送付を受けたときは、市町村に対し、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすることができる。

（認定に関する処理期間）

第十条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第十項の認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に前条第十項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同条第十二項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

（認定基本計画の変更）

第十一条 市町村は、認定基本計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第九条第六項から第十五項まで及び前条の規定は、前項の認定基本計画の変更について準用する。

（報告の徴収）

第十二条 内閣総理大臣は、第九条第十項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。）を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）に対し、認定基本計画（認定基本計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定市町村に対し、認定基本計画（第九条第二項第二号から第八号までに掲げる事項に限る。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第十三条 内閣総理大臣は、認定基本計画が第九条第十項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 関係行政機関の長は、前項の規定による認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

3 第九条第十三項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

4 市町村は、前項の規定により準用する第九条第十三項の規定により通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を、都道府県及び同条第六項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に通知するとともに、公表しなければならない。

（認定市町村への援助等）

第十四条 認定市町村は、中心市街地活性化本部に対し、認定基本計画の実施を通じて得られた知見に基づき、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、政府の中心市街地の活性化に関する施策の改善についての提案をすることができる。

2 中心市街地活性化本部は、前項の提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該認定市町村に通知するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

3 国は、認定市町村に対し、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、国及び認定市町村は、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（中心市街地活性化協議会）

第十五条 第九条第一項の規定により市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議するため、第一号及び第二号に掲げる者は、中心市街地ごとに、協議により規約を定め、共同で中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

一 当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいずれか一以上の者

イ 中心市街地整備推進機構（第六十一条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構をいう。次条、第十八条及び第十九条において同じ。）

ロ 良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社であって政令で定める要件に該当するもの

二 当該中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいずれか一以上の者

イ 当該中心市街地の区域をその地区とする商工会又は商工会議所

ロ 商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された一般社団法人等又は特定会社であって政令で定める要件に該当するもの

2 中心市街地において、第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業を実施しようとする者は、当該中心市街地において前項の規定による協議会が組織されていない場合にあっては、同項各号に掲げる者に対して、同項の規定による協議会を組織するよう要請することができる。

- 3 第一項各号に掲げる者は、同項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その旨及び内閣府令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。
- 4 第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる者並びに次に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。
 - 一 当該中心市街地において第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業を実施しようとする者
 - 二 前号に掲げる者のほか、認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
 - 三 当該中心市街地をその区域に含む市町村
- 5 前項に規定する者から同項の規定による申出があつた場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、第四項に規定する者に対し、協議会への参加を要請することができる。
- 7 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の長並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号。第二十条において「民間都市開発法」という。）第三条第一項の規定により指定された民間都市開発推進機構の代表者に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。
- 8 協議会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を求めることができる。
- 9 協議会は、市町村に対し、第九条第一項の規定により市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項について意見を述べるができる。
- 10 第一項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 11 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規約で定めるものとする。

第四章 中心市街地の活性化のための特別の措置

第一節 認定中心市街地における特別の措置

（土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例）

- 第十六条 認定基本計画において第九条第二項第二号に掲げる事項として定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行するものの換地計画（認定基本計画において定められた中心市街地（以下「認定中心市街地」という。）の区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、都市福利施設（認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る。）で国、地方公共団体、中心市街地整備推進機構その他政令で定める者が設置するもの（同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、認定基本計画において第九条第二項第三号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）又は公営住宅等（認定基本計画において第九条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定め、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。
 - 2 土地区画整理法第四百四条第十一項及び第百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同法第百八条第一項中「第三条第四項若しくは第五項」とあるのは「第三条第四項」と、「第四百四条第十一項」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律第十六条第二項において準用する第四百四条第十一項」と読み替えるものとする。
 - 3 施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第百三条第四項の規定による公告があつた日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。土地区画整理法第百九条第二項の規定は、この場合について準用する。
 - 4 土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。
- （路外駐車場についての都市公園の占用の特例等）
- 第十七条 市町村は、基本計画において、駐車場法（昭和三十一年法律第六号）第三条の駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場（都市計画において定められた路外駐車場を除く。）の整備に関する事項を定めた場合であつて、当該基本計画が第九条第十項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の認定を受けたときは、同法第四条第一項の駐車場整備計画において、当該路外駐車場の整備に関する事項の内容に即して、おおむねその位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を定めた路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めることができる。
 - 2 市町村は、前項の規定により駐車場整備計画に都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項の都市公園の地下に設けられる路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要（以下この条において「特定駐車場事業概要」という。）を定めようとする場合には、当該特定駐車場事業概要について、あらかじめ、公園管理者（同法第五条第一項の公園管理者をいう。次項において同じ。）の同意を得なければならない。
 - 3 前項の特定駐車場事業概要が定められた駐車場法第四条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による駐車場整備計画の公表の日から二年以内に当該特定駐車場事業概要に基づき都市公園の地下の占用の許可の申請があつた場合においては、当該占用が都市公園法第七条第一項の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、公園管理者は、同法第六条第一項又は第三項の許可を与えるものとする。

（中心市街地公共空地等の設置及び管理）

- 第十八条 地方公共団体又は中心市街地整備推進機構は、認定中心市街地の区域内における国土交通省令で定める規模以上の土地又は建築物その他の工作物（以下この条において「土地等」という。）の所有者との契約に基づき、当該土地等に緑地、広場その他の公共空地、駐車場その他当該認定中心市街地の区域内の居住者等の利用に供する国土交通省令で定める施設（以下「中心市街地公共空地等」という。）を設置し、当該中心市街地公共空地等を管理することができる。

（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例）

- 第十九条 中心市街地整備推進機構が前条の規定により管理する中心市街地公共空地等内の樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第百四十二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び推進機構（中心市街地の活性化に関する法律第六十一条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「推進機構」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は推進機構」とする。

（民間都市開発法の事業用地適正化計画の認定の特例）

- 第二十条 認定中心市街地の区域内の民間都市開発事業（民間都市開発法第二条第二項に規定する民間都市開発事業をいう。）の用に供する一団の土地の形状、面積等を適正化する計画について、民間都市開発法第十四条の二第二項若しくは第二項又は第十四条の十三第一項の認定の申請があつた場合における民間都市開発法第十四条の三の規定（民間都市開発法第十四条の十三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、民間都市開発法第十四条の三第一号中「次に掲げる」とあるのは、「次のイ、ハ及びニに掲げる」とする。
- （都市計画に基づく事業の推進）

茨木市中心市街地活性化協議会設立趣意書

茨木市の中心市街地は、本市の玄関口であるJR茨木駅と阪急茨木市駅を拠点に、古くから東海道の交通の要衝として栄えた在郷の町として近隣村々の中心地であり続けた歴史ある地域です。また、神社、仏閣、町家などの歴史的な遺産が残る複数の商店街と市役所等の都市機能が集積する「まちの拠点」としても発展してきました。

しかし、近年は市全域及び中心市街地の人口増加にも関わらず、郊外型大型商業施設や中心市街地域内の商業床面積の減少等により往時の賑わいが影を潜めています。

中心市街地の空洞化は多くの都市が抱える問題であり、その再生、活性化を図り、加速する人口減少社会に対応した新たなまちづくりは喫緊の課題です。

国も、従来の「まちづくり三法」を改正し、平成18年8月に現在の「中心市街地の活性化に関する法律（以下「法」）を施行しました。茨木市でも、平成27年3月に改定した都市計画マスタープランに基づき、中心市街地を多様な都市機能や広域交通結節点の機能を集積させた多核ネットワーク型都市の中心であるとともに、賑わいの核となる拠点として、国の「中心市街地の活性化のための基本的方針」に則り、新たな「中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」）」の策定が進められております。

また、これと平行して、北部地域における安威川ダム周辺の水辺を活かした観光レクリエーション拠点の整備や、中心市街地をはじめ市内に点在する名所・旧跡等の歴史、文化遺産等、将来性のある観光資源に加え、近年では茨木フェスティバルに代表される各種イベントを活かせるよう、アクセス、周辺環境等の整備、良好な自然環境の保全、また、各イベントのタイアップ等、今ある資源を有機的に連携機能させるための、産官学民一体となつての取り組みが進んでいます。

これを受けて、この度、市の基本計画策定のため協議し、目標達成に向けて中心市街地整備推進機構（一般社団法人茨木市観光協会）と茨木商工会議所が中心となり、法に基づき「茨木市中心市街地活性化協議会」を共同で設立する運びとなりました。

市内大学をはじめとする地域関係者や民間事業者、行政等の協働により、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進していく機能するタウンマネジメント組織として本協議会が本市の発展を牽引していくものと確信しております。

関係各位におかれましては、本協議会の設立趣意にご理解とご賛同を賜り、主体的・積極的なご参画をお願い申し上げます。

平成27年7月10日

茨木市中心市街地活性化協議会 設立総会